

この法律は、平成十八年証券取引法改正法の施行の日から施行する。

規定、附則第三条から第二十九条まで、第三十一条（第一項を除く。）、第三十六条から第四十三条まで、第四十七条、第五十条及び第五十二条の規定、附則第五十九条中協同組合による金融事業に関する法律（昭和二十四年法律第百八十三号）第四条の四第一項第三号の改正規定、附則第七十条、第八十五条、第八十六条、第九十五条及び第一百九条の規定、附則第一百十二条中金融機関等の更生手続の特例等に関する法律（平成八年法律第九十五号）第一百二十六条の改正規定、附則第一百二十条から第一百二十二条までの規定、附則第一百二十三条规定活力再生特別措置法（平成十一年法律第百三十一号）第十二条の八第三項及び第十二条の十一第七項の改正規定、附則第一百二十五条の規定並びに附則第一百二十九条中会社更生法（平成十四年法律第百五十四号）第二百五条第四項及び第一百十四条の改正規定は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日（以下「一部施行日」という。）から施行する。
(その他の経過措置の政令への委任)

第一百三十六条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に關し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (平成一六年一二月一〇日法律第
一六五号) 抄

(施行期日)
（一〇二号）抄

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、附則第四条及び第五条の規定は、公布の日から施行する。

附 則 (平成一七年一〇月二一日法律第
一〇二号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、郵政民営化法の施行の日から施行する。
(政治倫理の確立のための国会議員の資産等の公開等に関する法律の一部改正に伴う経過措置)
第二百二条 第二百二条の規定による改正後の政治倫理の確立のための国会議員の資産等の公開等に関する法律第二条の規定の適用については、施行日前に有していた郵便貯金（通常郵便貯金を除く。）及び旧郵便貯金（通常郵便貯金を除く。）は、預金とみなす。

附 則 (平成一八年六月一四日法律第六
六号) 抄